豊玉小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は練馬区立豊玉小学校PTAとして1949年4月1日に設立。事務所を 豊玉小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が教養を深め、互いに親和し、協力して民主教育の発展に努めながら、学校・家庭・社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3章 方針

- 第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。
 - 1. 児童・青少年の教育、並びに福祉のために活動する他の団体、及び機関と協力する。
 - 2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、又営利を目的とするような行為は行わない。
 - 3. 本会、又は本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 4. 学校の管理及び人事には干渉しない。

第4章 会員

- 第4条 本会は次の者を会員とする。
 - 1. 豊玉小学校に在籍する児童の保護者。
 - 2. 豊玉小学校の校長・副校長及び教職員(以下「先生」という)。
- 第5条 本会の会員は、すべて平等な立場において学校に協力する。
- 第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第5章 経理

- **第7条** 本会の経費は、会費・その他を以ってまかなう。ただし、会費は総会で決める。
- 第8条 本会の収入及び支出は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第9条 本会の決算は、会計監査を経て次年度初めに総会に報告 され、承認を得なければならない。
- 第10条 本会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員・顧問及び会計監査委員

第11条 本会に次の役員・顧問及び会計監査委員を置く。

- 1. 役員
- (1) 会長 (1名・保護者)
- (2) 副会長(若干名・保護者)
- (3) 書記 (2名・保護者及び1名・先生)
- (4) 会計 (2名・保護者及び1名・先生)
- 2. 顧問

校長・副校長

- 3. 会計監查委員(2名·保護者)
- 4. 本会の役員及び会計監査委員は、会員から選出され、他の役員及び会計監査委員、又は推薦委員との兼任はできない。
- 5. 任期及び再任
- (1)役員の任期は1年とする。ただし、同じ役員の職については1回に限り再任できる。
- (2)役員は、引き続いて他の役員に選出される事ができる。ただし、原則として役員 の職にあることが、連続通算して3年を超えてはならないが、特段の事情がある 場合においては、PTA総会の承認を得て、この限りではないものとする。
- (3) 会計監査委員の任期は1年とし、再任はできない。
- 第12条 役員・顧問及び会計監査委員の任務は次の通りとする。
 - 1. 会長は、
 - (1) 本会を代表し、すべての会務を総括する。
 - (2)総会・運営委員会等を召集し、会議の議長となる。
 - (3)役員推薦委員長を除き、常任委員会の正副委員長・並びに学年代表委員に選出されたものを承認する。
 - (4) 運営委員会の承認を得て、臨時の特別委員会の委員及び委員 長を委嘱する。
 - (5) 常任委員会並びに臨時特別委員会を、その委員長とともに 召集し、その会議に出席して意見を述べる事ができる。
 - 2. 副会長は、
 - (1) 会長を補佐し、会長不在の場合、あるいは会長に事故のあると きは、その職務を代行する。
 - (2) 各委員会、係等との調整を行う。
 - 3. 書記は、
 - (1)総会・運営委員会等の議事、並びに、本会の活動に関する重要事項を記録し、

その議事録・諸通知・その他の書類を保管する。

(2) 運営委員会の毎回の開催日・議案等について、その都度、会長と連絡の上、 委員に通知する。

4. 会計は、

- (1) 本会の財産を管理する。
- (2) 運営委員会の意見を聞いて、予算の立案にあたる。
- (3)総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- (4) 年度末の総会において、会計監査を経た1月末までの仮決算報告を行う。
- (5) 会計監査を経た決算報告は、次年度初めの総会で行う。

5. 顧問は、

本会に関わるすべての事項に対して相談を受ける、又は意見を述べることができる。

6. 会計監査委員は

- (1) 本会の経理を監査する。
- (2)会計監査委員は、必要に応じ、臨時会計監査を行うことができる。ただし、会計監査を行うときは、少なくとも一週間前にその旨を通知しておくこととする。
- (3)会計監査委員は、必要に応じ運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第13条 役員及び会計監査委員の選出は、次の方法によって行う。

- 1. 次の方法によって選出された委員からなる役員推薦委員会(以下推薦委員会という)を設ける。
 - (1) 保護者会員は、学年毎に、それぞれ1名の推薦委員を選出する。
 - (2) 先生の中から互選によって2名の推薦委員を選出する。
 - (3) 正副委員長は必要に応じて運営委員会に出席することができる。
 - (4) 推薦委員会は、会長・副会長に意見を求めることができる。
 - (5) 推薦委員は役員等に推薦されない。
- 2. 推薦委員会は、次年度役員を推薦し、年度末総会の10日前までに、全会員に通知する。ただし、現役員に欠員が生じた場合、推薦活動を行い、運営委員会の承諾を得て 決定される。
- 3. 役員候補者の追加推薦は年度末総会の5日前までに、会員5名以上の推薦により本人の承諾を得て行うことができる。
- 4. 役員は年度末総会の承諾を得て決定される。ただし、役員の追加推薦のあった場合は総会出席者の多数決で選出される。

- 5. 会計監査委員の選出は、役員選出の方法に準じて行う。
- 6. 新たに選ばれた役員・会計監査委員の就任は、新年度より始まる。
- 7. 推薦委員会の委員は、その任務を終了した時解任される。ただし、総会以降欠員が生じた場合は再結成し、欠員補充活動を行う。その期間は次年度常任委員会までとし、常任委員会の承諾を得て決定される。

第7章 総会

- 第14条 総会は、定時総会と臨時総会とする。定時総会は毎年2 回(年度初め及び年度末)開く。
 - (1) 年度初め総会は、前年度決算報告・年度計画・年度予算・ その他緊急事項に関する審議。
 - (2) 年度末総会は、1月末日までの仮決算報告の承認、役員 と会計監査委員の選出に関する審議。
- 第15条 総会は全会員を以って構成され、本会の最高議決機関 である。
- 第16条 総会成立の定足数は、会員数の5分の1以上の出席者、 または委任状を含め会員数の3分の1以上とし、議事は出 席者の過半数で決定する。

第8章 委員会

- 第17条 本会に次の委員会を設ける。
 - 1. 運営委員会
 - 2. 常任委員会
 - 3. 臨時特別委員会
 - 4. 役員推薦委員会
- 第18条 運営委員会は役員・常任委員会の正副委員長・学年代表委員、並びに学校長及び 副校長を以って構成し、次の任務を持つ。
 - 1. 本会の目的遂行に必要な諸計画を立てる。
 - 2. 常任委員会、並びに臨時の特別委員会で立案された、事業計画・ 予算などを審議調整し、運営の円滑を図る。

- 3. この規約に定めるもの以外の事務一切を処理し、かつ、各委員会の連絡調整を図る。
- 4. その他、会員から委任された事項を処理する。
- 5. 必要のあるときは、臨時の特別委員会を設け、その委員及び 委員長を指名あるいは推薦する。
- 6. 役員及び委員長に欠員を生じた場合はそれを補充する。ただし、会長に欠員を生じた場合に限り、副会長が昇格する。
- 第19条 常任委員会は学年教養委員会・広報委員会・登校班安全委員会の各分野より構成 する。
- 第20条 常任委員会の委員は次の方法により選出する。
 - 1. 学年教養委員は学級より各2名、広報・登校班安全委員は学級より各1名を選出する。
 - 2. 常任委員会の各委員長 (1名・保護者)、副委員長 (1~2名・保護者) は各委員会に おいて互選し、会長の承認を得て 決定する。
 - 3. 学年代表委員は学年毎に学年教養委員の互選により1名を選出し、会長の承認を得て決定する。
- 第21条 学年教養委員会は、家庭・学校における児童の学習・しつけ・ その他について、学校と保護者の協力を図り、必要に応じて 学年としての事業を行う。また、会員の教養を深め、その成果を家庭教育・学校教 育に役立てる。
- 第22条 広報委員会は、会員及び地域社会、又は関係諸機関・諸団体 に対する情報の伝達・意見の交換に努める。
- 第23条 登校班安全委員会は児童の社会全体の向上育成、登校時の防犯・交通安全の確保 に努め、学校と地域の児童と保護者との連携・協力体制作りを行う。

第9章 慶弔

第24条 豊玉小学校勤務の先生・児童並びに児童の保護者に

対する慶弔等は、原則として次のように定め、慶弔費より支出する。ただし、特別の場合はPTA 会長と学校長の協議による。

1.

- (1) 児童及びその保護者死亡 香料 5,000 円
- (2) 教員及びその配偶者死亡 香料 5,000 円
- (3) 教職員の転出・退職 2,000 円相当の記念品
- (4) 元校長及び元 PTA 会長の死亡時 香料 5,000 円
- 2. 原則として、児童及び保護者の場合は教職員又は 学年教養委員長より、教職員の場合は副校長からの連絡により行う。
- 3. 上記によらず特別の場合には、会長及び学校長の協議により 支出することがある。ただし、その旨を次回運営委員会に報告する。

第10章 個人情報の保護

第25条 本会が第2条に規定する目的の達成のため、PTA活動を推進るために必要とされる個人情報の取得、利用、提供については「練馬区立豊玉小学校 PTA 個人情報取扱規定」に定め、厳格かつ適性に運用するものとする。

第11章 規約等の改正

第26条 本会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成 がなければ改正することはできない。又、改正案は少なくと も一週間前にその内容を会員に通知しておかなければならない

第27条 本会の運営について必要な細則は、この規約に反しない限り、運営委員会の 決議により定めることができる。

第12章 附則

第28条 この規約は平成15年4月1日より実施する。

平成24年3月 2日 一部改定 平成25年2月27日 一部改定 平成27年2月25日 一部改定 平成28年2月25日 一部改定 令和 3年3月10日 一部改定